

日タイ協定利用者 各位

日本商工会議所 千葉事務所

日タイ協定 特定原産地証明書発給手続き等の変更について (HSコード2002→2017への変更および日タイEPA証明書のPDF発給)

10月5日及び10月30日に日本商工会議所からご案内（関係書類参照）のとおり、日・タイ経済連携協定附属書二及び運用上の手続規則が改正（HSコード2002→2017への変更および証明書のPDF発給）となり、2022年1月より適用されます。以下に変更ポイント及び手続方法をご案内いたします。

内容ご確認の上、ご対応をお願いいたします。

<変更ポイント>

1. 発給申請方法が変更になります。※窓口発給は廃止。
 - ①従来の専用用紙での発給から「PDF発給」に変更となります。
 - ②支払い方法が銀行振込、クレジット払い等の方法のみとなります。
2. 1 / 4 以降、現行の原産品判定番号（HS2002）を使用した発給申請はできなくなります。
現在ご利用いただいている原産品判定番号を継続して使用するには、「判定依頼者」による移行手続きが必要です。
3. 現行ルール（HS2002）での年内の原産品判定依頼及び発給申請の受付最終日に変更となります。

（関係書類）

- ・ 2021.10.5付け 日本商工会議所からの案内文
https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211005thai_hs.pdf
- ・ 2021.11.30付け 日本商工会議所からの案内文
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20211130thai.pdf>
- ・ 日タイ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続きの操作説明
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/thaiHS.pdf>

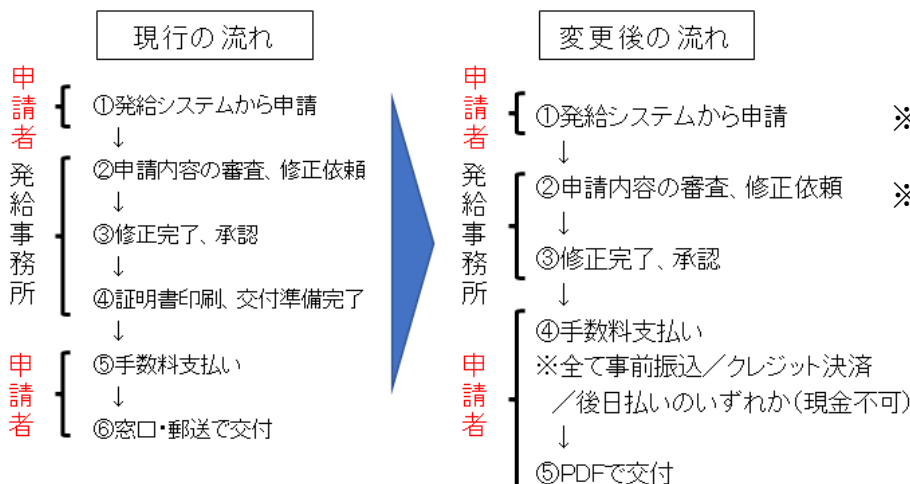
（問い合わせ先）

日本商工会議所 国際部

問い合わせフォーム <https://www.jcci.or.jp/post371.html>

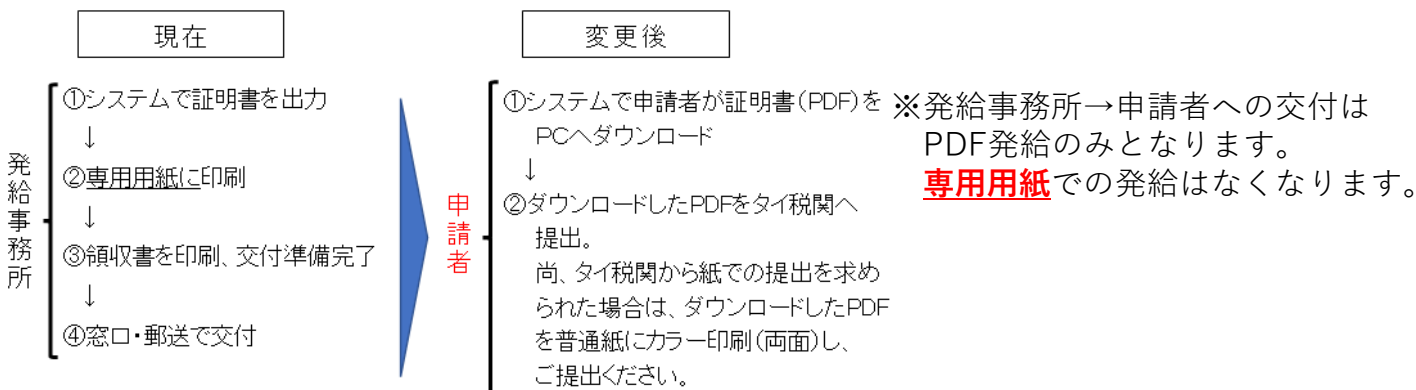
1. 発給申請方法の変更について

< 発給申請方法 >



※PDF発給に伴い、証明書の窓口及び郵送での交付はなくなります。
※支払い方法も全て事前振込、クレジット、後日払いのみに なります。

< 証明書出力方法 >



※発給事務所→申請者への交付はPDF発給のみとなります。
専用用紙での発給はなくなります。

2. HS2002コードを使用した発給申請について

判定依頼者がシステム上で現行の原産品判定番号 (HS2002) の移行手続きを・・・

している

現行の原産品判定番号で1月以降も**利用可能**。
新規発給申請も可能。

していない

現行の原産品判定番号での1月以降の**利用不可**。
新規発給申請も不可。

- 継続利用するには●
発給システムから移行手続きを行ってください。
システム操作説明はURLを参照してください。
12/6から手続き可能です。



イメージ

- HS2017で新規申請するには●
1/4以降、発給システムから判定依頼を行ってください。
1/4以前の判定依頼はできません。

・日タイ協定HSコード移行に伴う判定番号継続利用手続きの操作説明
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/thaiHS.pdf>

・HSコードの2002年版から2017年版への移行対応は以下の資料をご参照ください。

HS2017-HS2002の対応表
(UN TRADE STATISTICS CORRESPONDENCE TABLES より)
<https://unstats.un.org/unsd/trade/classifications/tables/HS2017toHS2002ConversionAndCorrelationTables.xlsx>

3. 現行ルール（HS2002）での年内の原産品判定依頼及び発給申請の受付最終日について

○判定依頼受付最終日 12月16日（木）

○発給申請受付最終日 12月23日（木）

※12/24以降の新規発給申請はできません。

※12/23申請→12/28までに交付準備完了になっている案件は、入金、未入金に関わらず「専用用紙」での発給になります。

※12月28日（火）17：00までに入金確認できたものは28日（火）に発送します。

○受付開始日 1月4日（火）

（注意）

判定依頼及び発給申請ともに、年内の事務を終了する12/28までに「承認」となっていない案件は自動的に「保存」に戻ります。

保存に戻った案件は1/4以降、新ルール（HS2017、PDF発給）に基づき再度依頼していただくことになります。

日	月	火	水	木	金	土
11/28	29	30	12/1	2	3	4
HS2002判定依頼、発給申請、専用用紙発給						
5	6	7	8	9	10	11
HS2002継続利用 手続き開始	1/4以降も継続利用手続きは可能です。					
HS2002判定依頼、発給申請、専用用紙発給						
12	13	14	15	16	17	18
				HS2002判定依頼 受付最終日		
HS2002判定依頼、発給申請、専用用紙発給						
19	20	21	22	23	24	25
				発給申請 受付最終日		
HS2002発給申請、専用用紙発給						
26	27	28	29	30	31	1/1
		事務最終日	12/28までに「交付準備完了」になっていない案件は 1/4以降再申請が必要です。			
2	3	4	5	6	7	8
		新ルール開始	・継続利用手続きが済んでいるものは、HS2002で申請可能。 ・新規判定依頼はHS2017のみ。HS2002の新規判定依頼はできません。			
HS2002 or HS2017発給申請、PDF発給						